

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金 Q&A

Q1:「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合」とはどのような場合ですか？

A1: 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合や、発熱が続くなど風邪の症状が続く場合です。結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合も含まれます。

Q2:新型コロナウイルス感染症に感染したり発熱等の症状はないが、濃厚接触者と疑われるため会社を休んでいましたが、傷病手当金は受けられますか？

A2: 被保険者本人の疾病に対して給付するものなので、濃厚接触者、または濃厚接触者であることが疑われ休業した場合には、対象となりません。

Q3:出勤抑制のため事業主から自宅待機を求められましたが、傷病手当金は受けられますか。

A3: 傷病手当金は、「療養のため労務に服することができないとき」に支給するものであるため、感染の疑いがないものの、事業主からの指示等で労務に服さなかった場合は対象とはなりません。

Q4:給与等とは具体的にどのような収入ですか？

A4: 所得税法第28条第1項に該当する給与等です。具体的には使用者から支払われる賃金、給与です。ただし、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与）は含まれません。また、役員報酬については報酬の名目ですが給与所得に含まれるため、給与として換算できます。

Q5:フリーランスは対象になりますか？

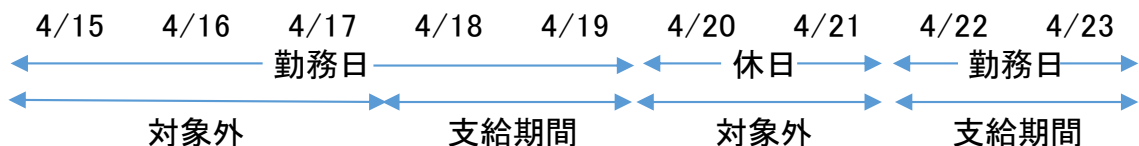
A5: 自営業の方や個人で事業を行う方などは、一般的に報酬の名目で支払われており給与ではないため対象になりません。ただし、アルバイトなどにより給与所得がある場合、給与部分についてのみ傷病手当金の対象になる場合があります。

Q6:支給対象となる日はどのような日ですか？

A6: 令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間で、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日が対象となります。なお、その期間に給与等の全部または一部が支給されないことが条件です。申請のできる期間は、労務に服することのできなかつた日から2年間です。この期間を過ぎると申請ができなくなります。

※労務に服する予定だったが、労務に服することができなくなった初日から起算し、労務に服することができない連続する3日は支給対象となりません。

例：4月15日が支給対象となる初日で、間に休みがあり7日間無給だった場合



Q7: 支給額はどのように計算されますか？

A7: 発症した月の直近3か月間の収入をもとに1日当たりの支給額を計画し、支給対象となる日数分の支給を行います。

支給額 = 1日当たりの支給額 × 支給対象となる日 (Q6 参照)

※1日当たりの支給額 = 直近3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3

※直近3か月間は、支給対象となる初日の属する月を除く、過去3か月間です。

例: 4月15日が支給対象となる初日の場合 → 1月～3月

Q8: 1日当たりの支給上限額はありますか？

A8: 標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額 (30,887円) を超えるときは、この金額とします。

Q9: 申請をするにはどうすればいいですか

A9: 資格等の確認や申請方法をご案内するため、国保年金係へ事前にお電話でご相談ください。そのうえで、申請書等を郵送いたします。

必要事項をご記入いただき、返信用封筒を同封しますので郵送でご申請ください。